

令和2年8月5日

久喜市長 梅田修一 様

久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会
会 長 荒 井 喜 久 雄

久喜市ごみ処理施設整備基本計画に関する提言について
(中間答申)

令和元年9月6日付久循第219号で諮問のあった久喜市ごみ処理施設整備基本計画の策定については、当委員会において検討した結果、事業者へ参入意向調査を実施するための条件が整理できたことから、ここまでの報告として、別紙のとおり中間答申いたします。

久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会提言書
(中間答申)

1 新ごみ処理施設で処理するものについて

地球温暖化問題やプラスチックごみを取り巻く社会情勢の変化等から、国においても新たに政策を策定しているところがございます。久喜市においても、そうした社会情勢、国の動向等により改めて新ごみ処理施設で処理する3つのものについて検討した結果として、次のとおり回答いたします。

(1) 生ごみの処理について

生ごみは新施設で焼却し、熱エネルギーとして回収する。

(2) 資源物のうち、ビン・缶・ペットボトルの処理について

ビン・缶・ペットボトルは新施設で選別処理をせずに、民間事業者を活用する。

(3) 資源物のうち、プラスチック製容器包装の処理について

プラスチック製容器包装は新施設で焼却し、熱エネルギーとして回収する。

【新施設での処理するもの】

		現施設			新施設
		久喜宮代清掃センター	菖蒲清掃センター	八甫清掃センター	
燃やせるごみ		市で処理	市で処理	市で処理	市で処理
燃やせないごみ		市で処理 (粗大ごみ処理施設)	市で処理 (粗大ごみ処理施設)	市で処理 (粗大ごみ処理施設)	市で処理 (マテリアルリサイクル 推進施設)
粗大ごみ(不燃系)					
有害ごみ	ライター	外部委託 (委託処理)	外部委託 (委託処理)	外部委託 (委託処理)	外部委託 (委託処理)
	スプレー缶				
	蛍光灯等			市で処理 (粗大ごみ処理施設)	
	乾電池				
資源	飲料用びん・缶	外部委託 (委託処理)	外部委託 (委託処理)	市で処理 (粗大ごみ処理施設)	市で処理 (燃やせるごみとして)
	ペットボトル			外部委託 (委託処理)	
	プラスチック製容器包装 (資源プラスチック類)	外部委託 (再生業者)	外部委託 (再生業者)	外部委託 (再生業者)	
	新聞				
	雑誌・雑紙				
	段ボール				
	飲料用紙パック				
布・衣類					

2 新ごみ処理施設の公害防止基準(自主管理値)の設定について

ごみ処理施設では、関係法令や条例を遵守するとともに、適切な公害防止を図りつつ、経済面においても施設の安定した運営を維持できるよう、公害防止基準（自主管理値）を設定します。

新ごみ処理施設から排出される排ガスの公害防止基準(自主管理値)については、周辺環境への影響等を考慮し、環境によりよい施設となるよう検討した結果として、次のとおり答申いたします。

項 目 (単位)		新 施 設	法令・条例規制値
ばいじん	g/m ³ N	0.01	0.08
硫黄酸化物	ppm	30	約 3,900
窒素酸化物	ppm	50	180
塩化水素	ppm	30	123
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.1	1
水銀	μg/m ³ N	30	30